

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成29年度
第3号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

機構活動状況

平成29年9月末現在

各市町村から案件を引受け、滞納整理業務に着手してから半年が経過しました。この間、法律に基づいた

各種財産調査や差押え、搜索を執行しているほか、生活再建を含む納税相談も積極的に行ってきた。これまでの徴収状況ですが、9月30日現在の徴収率は27.66%で、過去最高の徴収率となった昨年度よりも低い数値となっ

ています。

今後も月1回開催している室内研修等を通して、職員一人一人のスキルを向上させ、税の公平性確保のため毅然とした滞納整理を進め滞納額縮減に向けて取り組んで参ります。

また、来年度からスタートする分散型機構に向けて、登米合同庁舎への備品搬入や分散型機構の運用方針をつめるなど着々と準備を進めているところですよ。

宮城県 高インターネット売

宮城県と市町村では、宮城県一斉滞納整理強化月間（11月・12月）の一環として、滞納者から差し押えた動産等をインターネット（Yahoo!官公庁オークション）で公売します。様々な物品を出品しますので、ぜひ入札にご参加ください。

【インターネット公売とは？】

各市町村が税金の滞納者から差し押えた財産を国税徴収法に則り、売却する手法です。

日本全国から24時間アクセスでき

る利便性があるインターネットを介したインターネット公売は、多くの自治体に参加しており、税金などの滞納者から差し押えをした財産を出品し、換価することにより、未納とな

- 参加申込期間
11月 8日(水)13時
～ 11月21日(火)23時
 - 入札期間
【せり売り形式】
11月28日(火)13時
～ 11月30日(木)23時
【入札形式】
11月28日(火)13時
～ 12月 5日(火)13時
- ※参加申込はYAHOO!
官公庁オークションへ!



様々な物品が
出品されます!

平成29年度 徴収担当係長研修

8月25日に宮城県市町村課と共催で平成29年度徴収担当係長研修「マネージャー研修」を開催いたしましたのでご報告します。

今回の研修は、市町村の徴収担当

係長及び班長を対象とした研修です。当日は、県内各市町村と県税事務所から24名の参加で、宮城県美里町総務課参事 桐生孝雄氏をお迎えし、「滞納整理とマネジメント」についての講義と「登記名義人が死亡した場合等の固定資産税の徴収を巡って」に関してのケーススタディという内容で研修を行いました。

「滞納整理とマネジメント」の講義では、マクロとミクロの視点で滞納整理のマネジメントについての講義がありました。マクロの視点では、市町村の滞納整理の現場で現状分析をする項目として収入率、未納の態様分析を行うことが必要であること、そして、いわゆる嫌われ仕事と称される滞納処分事務の特殊性についても講義がありました。

ミクロの視点では、事案処理の方向付けで部下の背中を押すことが再重要事項で、その他、事案管理、継続事案等の取り扱い、納付折衝、分納誓約の繰り返しとならないような対応、約束等を取り付けた後は、その納付等についての履行監視を進めることの重要性を学びました。

研修受講者からは講義について「法律の解説が分かりやすく、実務の経験による講義で良かった」、「もっとお話しが聞きたかった」など様々な感想が聞かれました。「ケーススタディについては、」

相続と納税義務の継承等について基本的な事項を復習できた」や「死亡者課税についての課税との連携に関して再認識できた」等の感想がありました。

研修受講者におかれては、今回の研修で学んだことを即現場で活かし、今後の各市町村において滞納整理業務が適正にかつ円滑に進むよう努めてもらえればと思います。



講師による講義風景

機構職員への

「機構に行ってみないか？」別室に呼び出された私に、課長がそんな事を切り出したのは平成27年の年の瀬も近づいたある日の事でした。ある程度覚悟はしていましたが、正直な所、要領の悪い自分で大丈夫だ

ろうかとかかなり不安でした。当時は税務課3年目で、徴収の経験はありませんが、同じ課内で徴収担当の仕事ぶりを間近で見ると、滞納整理機構の話しを聞きながら収納業務に勤しんでいたため、尚更そういった気持ちが強かった様に思います。しかし、入庁から6年、まだまだ若輩とはいえ後輩へ指導することも増えてきた頃。自身のさらなる成長と、地元の代表として外部に出るプレッシャーに耐える精神を育むため、出向を決めました。

それから約1年と半年、出向にあたって立てていた「対応力と決定力を鍛える」という目標についてはある程度達成出来たと言えます。

滞納整理に王道はありません。もちろん、ある程度確立された手法はありますが、基本的には「場合によりけり」です。徹底的な調査により滞納者の現状を確認し、財産があるにも関わらず納付しない滞納者に対しては差押等の滞納処分を執行し、強制的に徴収するわけですが、財産といっても当然、預金や給与と言った分かり易いものだけではありません。滞納者との折衝や搜索、訪宅において、少ない手掛かりから取引先や収入源を確認したり、どうしても接触できない相手に対しては早朝、日の出とともに搜索を行ったりした案件もありました。調査の上で

の思い切った行動や、情報を引き出し、かつ相手に言い負けない当意即妙な対応ができる様になったのは、滞納者とのやりとりだけでは無く、同じ仕事をこなす仲間達との会話があったからだと思っています。分からないことや困ったことを口にすれば、周りみんなが口々に自分なりの対応を聞かせてくれます。時には弱音や愚痴も言います。皆が同じ悩みや苦しみを共有することはモチベーションの維持にも繋がりますし、個人的な同僚との会話はそれまで思ってもしなかった手法を思いつくきっかけにもなります。

また、もう一つ、ある意味滞納処分より重要なものが「滞納者の意識の改善」です。滞納処分は即効性のある処分ではありますが対症療法に過ぎません。滞納を繰り返させないためには、今ある滞納を無くすだけでは足りません。滞納した要因を特定し、それを取り除き、納税するのが当然という考えに変えて根治させるのが、滞納整理の先にある目的だと捉えています。

これまでの仕事を通して、自分が成長できた手応えはあります。しかしだからこそ、難しさや奥深さ、先輩同僚のすごさというものを理解することにもなりました。変化する状況に即座に対応する力や、機を見逃さず決定する力はあらゆる仕事に必

要な重要なものです。今後も慢心せず、業務に邁進して行こうと思います。



滞納者と折衝する徴税吏員

宮城一斉
滞納整理
強化月間
について

宮城一斉
滞納整理
強化月間

11月及び12月を「宮城一斉滞納整理強化月間」と設定し、県と市町村が連携して徴収強化を図ります。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構

(宮城県総務部地方税徴収対策室内)

〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-6681
FAX 022-211-2289

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/

